

## 改正の概要

### 山口市建設コンサルタント業務等の前払金取扱要領（No.71）

#### 1 押印の廃止に伴う様式の改正（1件）

様式中から印マークを削除し、提出にあたっては必ずしも押印を要さないこととした。  
また、担当者名及び電話番号の欄を追加し、その他の文言修正をした。

#### 2 建設コンサルタント業務等契約約款（及び工事の制度）に合わせた改正

現行の契約約款は、令和2年4月に改正したが、その改正内容が本要領の内容に反映されていない部分があるため、この度、整合を図るよう改正する（つまり現行の運用に変更はない）。

なお、規定方法や条文については山口市工事執行規則に準じたものとする。詳細内容は別紙の新旧対照表のとおり。

#### 3 その他

文言修正、条文整理

#### 4 施行期日

令和4年1月1日

山口市建設コンサルタント業務等の前払金取扱要領の一部を改正する要領（R4. 1. 1）（No.71）

山口市建設コンサルタント業務等の前払金取扱要領の一部を次のように改正する。

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、<u>測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第3項の前払金保証事業の対象となる業務に限る。以下「建設コンサルタント業務等」と総称する。）</u>で、前払金を支払う場合の<u>取扱い</u>について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、<u>山口市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第2条第1項に定める業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）</u>のうち、<u>測量及び建設工事に関する設計調査その他建設コンサルタント業務に関する業務委託</u></p> <p>_____で、前払金を支払う場合の<u>取扱い</u>について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>現行運用どおり、前払金保証制度の適用となる業務を対象とする旨の規定とする。</p>	
<p>(対象業務)</p> <p>第2条 市長は、<u>委託料の額が300万円以上の建設コンサルタント業務等に関し、受託者が法第2条第4項の保証事業会社と業務完成の時期を保証期限とする同条第5項の保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、当該受託者に対し、当該保証契約に係る保証金の額の範囲内で委託料の額の10分の3に相当する額を超えない金額の前金払をすることができる。</u></p> <p><u>2 前項の委託料の額には、同項の規定による前金払（以下「前金払」という。）をした後、業務内容の変更その他の理由により委託料の額が増額した場合（委託料の額が減額した後、更に増額した場合を含む。）における当該増額した金額を含まないものとする。</u></p> <p>( _____ 端数処理)</p> <p>第3条 <u>前金払に係る金額</u>に1万円未満の端数があるときは、<u>これ</u>を切り捨てるものとする。</p>	<p>(前払金の支払)</p> <p>第2条 <u>建設コンサルタント業務等の前払金の支払については、請負金額300万円以上の契約で、当該年度の出来高予定額の10分の3以内とする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>工事執行規則及び建設コンサルタント業務等の契約約款に、取扱いを合わせるため、左の第2項を追加する。</p> <p>(前払金の端数処理)</p> <p>第3条 <u>前払金</u>_____に1万円未満の端数があるときは、<u>その端数</u>を切り捨てるものとする。</p>

( \_\_\_\_\_ 請求)

第4条

前払金 \_\_\_\_\_ を請求する者は、前払金支払請求書（別記様式）及び保証契約に係る保証証書を

\_\_\_\_\_ 市長に提出しなければならない。

( \_\_\_\_\_ 支払)

第5条 市長は、受託者から前払金支払請求書及び保証契約に係る保証証書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を

\_\_\_\_\_ ものとする。

(前払金の減額)

第6条

受託者は、前払金の後に業務内容の変更その他の理由により委託料の額が \_\_\_\_\_ 減額された場合において、第2条第1項の規定により支払われた前払金（以下「前払金」という。）の額が当該減額後の委託料の額の10分の4を超えるときは、前払金の額から当該委託料の額の10分の4に相当する額を差し引いて得た金額（以下「超過額」という。）を当該委託料の額が減額された日から30日以内に \_\_\_\_\_ 返還しなければならない

(前払金の請求)

第4条 前払金の支払を請求する者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結しなければならない。

2 前払金の支払を請求する者は、前項の保証契約を締結したときは、遅滞なく、前払金請求書（様式第1号）に当該保証事業会社が発行した前払金保証証書を添付して、市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による提出があったときは、担当課長がその内容を速やかに審査するものとする。

(前払金の支払)

第5条 市長は、前払金の請求を受けた

\_\_\_\_\_ 日から起算して15日以内に、当該請求に係る前払金を支払うものとする。

(前払金の変更)

第6条 市長は、委託料の額が変更されたときは、受託者は下記により前払金の支払いを請求することができる。

(1) 受託者は、委託料の額が著しく増額された場合においては、その増額後の委託料の額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合第5条第1項を準用するものとする。

(2) 受託者は、 \_\_\_\_\_ 委託料の額が著しく減額された場合においては受領済みの前払金額が

\_\_\_\_\_ 減額後の委託料の額の10分  
4 を超えるときは、受託者は、

\_\_\_\_\_ 委託料の額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

い。\_\_\_\_\_この場合において、**市長は**、超過額を返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、返還すべき金額を受託者と協議して定めるものとする。

工事や建設コンサルタント業務等の契約約款に合わせる。

(遅延利息)

第7条 前条の規定により前払金を返還すべき者が、**同条の期間内に超過額又は同条後段の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該\_\_\_\_\_期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、当該返還をしなかった金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律**(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。第9条において同じ。)**を乗じて計算した金額を**遅延利息として市長に納付しなければならない。

(保証契約の変更)

第8条 **受託者は、前金払をしている場合において、業務内容の変更その他の理由により、保証契約を変更する必要があるときは、直ちに保証契約を変更し、当該変更に係る保証証書を市長に提出しなければならない。**

2 **受託者は、前払金の額の変更を伴わない委託期間の変更が行われた場合には、直ちに変更後の委託期間を法第2条第4項の保証事業会社に通知しなければならない。**

**なお、**この場合において\_\_\_\_\_、超過額を返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、返還すべき金額を受託者と協議して定めるものとする。

(前払金の返還)

第7条 **市長は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合、前払金の全部又は一部を返還させるものとする。**

(1) **第4条第1項に定められた保証契約を解除したとき。**

(2) **当該工事等の契約を解除したとき。**

(3) **前条第2項により委託契約金額が減額されたとき。**

(4) **前払金の使用目的以外に使用したとき。**

(遅延利息)

第8条 前条の規定により前払金を返還すべき者が、**指定された期限までに返還しない**

ときは、**その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律**(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が定める率で

\_\_\_\_\_計算した**額の**遅延利息の支払を請求することができる。

工事同様に必要であるので、工事執行規則45条と同様の規定を設ける。

**(使用の制限等)**

第9条 受託者は、前払金を**当該業務に係る**材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外**の経費**の支払に**充てて**はならない。

2 市長は、受託者が前払金を前項に**規定する**経費以外の経費の**支払**に充てたときは、期限を定めて、**当該**受託者から前払金の全部又は一部を返還させることができる。

3 受託者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の**支払の** \_\_\_\_\_ 日の翌日から返還をする日までの \_\_\_\_\_ 日数に応じ、当該**返還すべき** 前払金の額に**政府契約の支払遅延防止等に関する法律** \_\_\_\_\_ 第8条第1項に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を違約金として市長に納付しなければならない。

**(契約解除における取扱い)**

**第10条 契約が解除された場合における前払金の取扱いについては、山口市が発注する建設工事における前払金の取扱いの例による。**

**(補則)**

**第11条 個別の契約において、この要領の規定と異なる定めをした場合は、当該個別の契約における定めを優先する。**

**2 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。**

**別記様式** 別添の改正後の要領に掲載のとおり

**(前払金の使用等)**

第9条 受託者は、前払金を**この業務の** \_\_\_\_\_ 材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外 \_\_\_\_\_ の支払に**充当し**てはならない。

2 市長は、受託者が前払金を前項に**定める** 経費以外の経費の**支払い**に充てたときは、期間を定めて、 \_\_\_\_\_ 受託者から前払金の全部又は一部を返還させることができる。

3 受託者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の**支払いを受けた**日の翌日から返還をする日までの**期間の**日数に応じ、当該**返還をすべき**前払金の額に**政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）**第8条第1項に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を違約金として市長に納付しなければならない。

工事同様に必要であるので、新たに規定を設ける。なお、工事の例による規定とする。

**(約款への委任)**

**第10条** この要領に定めるもののほか、建設コンサルタント業務等の請負については、山口市建設コンサルタント業務等委託契約約款によるものとする。

**様式第1号** 別添の改正前の要領に掲載のとおり

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。